

## ○組合監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 45 年 9 月 1 日 条例第 8 号)

改正 昭和 49 年 2 月 26 日条例第 3 号  
昭和 50 年 2 月 26 日条例第 5 号  
昭和 50 年 7 月 10 日条例第 9 号  
昭和 52 年 7 月 29 日条例第 4 号  
昭和 59 年 3 月 1 日条例第 3 号  
平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号  
平成 5 年 8 月 11 日条例第 2 号  
平成 6 年 8 月 5 日条例第 2 号  
平成 15 年 8 月 20 日条例第 2 号

(報酬)

第 1 条 監査委員の報酬は、日額 7,000 円とする。

(費用弁償)

第 2 条 監査委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償を支給する。

2 監査委員が監査に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、定額雑費及び宿泊料は支給しないものとする。

3 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 197 条ただし書の規定による監査委員職務執行者に、これを準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 2 月 26 日）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 2 月 26 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 10 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 7 月 29 日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 52 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 3 月 1 日）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 8 月 3 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年8月11日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月5日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年8月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

鉄道賃 及び船賃	航空賃	車 賃 (1 キロメー トルにつき)	定額雑費 (1日につき)	宿 泊 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
旅客運賃 急行料金	実 費	別に定める額	1,000 円	11,000 円	2,200 円